

## 会津若松市除雪オペレーター育成支援事業補助金交付要綱

(令和2年3月30日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、冬期間における道路交通の安全を確保するため、会津若松市道（以下「市道」という。）の除雪業務に従事するために必要となる除雪オペレーターの育成を実施する事業者に対し、予算の範囲内において会津若松市オペレーター育成支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、会津若松市補助金等の交付等に関する規則（平成4年会津若松市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助額)

第2条 市長は、事業を実施する事業者のうち、前条の目的を達成できると認められるものに対し、予算の範囲内において補助金を交付することができる。

2 事業の種類、補助要件及び補助内容等は、別表第1のとおりとする。

(補助対象事業者)

第3条 補助の対象となる事業者は、市内に事務所を有し、市道の除雪業務を受託する事業者で、除雪オペレーターの育成を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の申請時において市税に滞納がある事業者は対象としない。

(交付申請)

第4条 規則第4条第1項に規定する申請は、会津若松市除雪オペレーター育成支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に別表第2に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項による申請は、事業実施の概ね10日前までに行わなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定により申請があったときは、申請内容を審査し、適当と認めるときは会津若松市除雪オペレーター育成支援事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

3 市長は、前条第1項の申請があった場合において補助金を交付することが不適当と認めるときは、会津若松市除雪オペレーター育成支援事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(変更の承認申請)

第6条 規則第6条第1項第1号及び第2号の規定により市長の承認を受けようとする場合は、速やかに会津若松市除雪オペレーター育成支援事業変更（中止・廃止）申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、補助対象経費の10分の2以内の増減とする。

(実績報告)

第7条 規則第13条に規定する実績報告は、会津若松市除雪オペレーター育成支援事業実績報告書（第5号様式 以下「実績報告書」という。）に別表3に掲げる書類を添えて、事業完了の日から起算して30日以内又は交付決定の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(補助金請求)

第8条 補助金の交付決定を受けた事業者は、事業が完了した場合は、前条に定める実績報告書と併せ、会津若松市除雪オペレーター育成支援事業補助金交付請求書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助金を交付した事業者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、当該事業者に対し補助金の返還をさせることができるものとする。ただし、市長が認める場合は、返還を免除することができるものとする。

- (1) 補助金により資格を取得した事業者が資格取得後3年を経過する日までに市道の除雪業務の受託を取りやめた場合。
- (2) 補助金により資格を取得した従業員(以下「資格取得者」という。)が資格取得後3年に満たない期間に退職するとき(疾病及び死亡等により資格取得者の責めによらず退職した場合を除く。)又は補助事業者が事業廃止等を行うときで資格取得後3年に満たない資格取得者がいる場合。
- (3) 資格取得者が資格取得後3年を経過するまでに、自ら除雪機械を運転して市道の除雪業務に従事しなかった場合。ただし、疾病、死亡等により資格取得者の責めによらずに従事しなかった場合は、この限りでない。
- (4) 資格取得者が資格取得後3年未満の間に当該補助事業を受けて取得した資格を失効した場合。
- (5) その他虚偽の申請等市長が返還させることが適当と認めた場合。

(会計帳簿等の整備等)

第10条 補助金の交付を受けた事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(補則)

第11条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

	補助要件	補助内容	摘要
除雪オペレーター育成支援事業	<p>補助対象事業者が、その従業員（以下「資格取得予定者」という。）に対し、大型特殊免許及び車両系建設機械運転技能講習の全部又は一部を受講させる場合において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 資格取得予定者は、50 歳未満であること。</p> <p>(2) 資格取得予定者は、雇用保険適用者であること。</p>	<p>大型特殊免許取得費（自動車教習所における経費）及び車両系建設機械運転技能講習費の実費の 3 分の 2 以内で、かつ、10 万円を限度として補助する。</p> <p>ただし、同一人に対する同一資格取得に係る経費の対象は、この要綱において受験回数 1 回までとする。</p>	<p>(1) 同一年度における 1 事業者あたりの補助対象人数の上限は原則 5 名以内とする。</p> <p>(2) 補助金に 1,000 円未満の端数がある場合は切り捨てる。</p>

別表第 2（第 4 条関係）

区 分
事業計画書兼収支予算書（第 1 号様式別紙 1）
除雪オペレーター人材育成計画書（第 1 号様式別紙 2）
資格取得予定者の運転免許証の写し
資格取得予定者の雇用保険の適用を証する書類の写し
その他市長が必要と認める書類

別表第 3（第 7 条関係）

区 分
事業実績書兼収支実績書（第 5 号様式別紙 1）
経費の支払いを証する書類の写し
資格取得者の大型特殊運転免許証及び車両系建設機械運転技能講習受講済み証の写し
その他市長が必要と認める書類